## マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました

10月20日から一部の医療機関でマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

また、11月(予定)からマイナポータルで特定健康診査情報の 閲覧が可能になります。

#### マイナンバーカードの健康保険証としての利用について

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ「健康保険証利用の申込」が必要です。

また、すべての医療機関が対応しているわけではないため、受診する医療 機関等が対応しているか事前に確認する必要があります。

利用方法やお問い合わせ先などについては、次ページからのリーフレット をご確認ください。

なお、従来の組合員証・被扶養者証でもこれまでどおり医療機関等を受診可能です。

#### マイナポータル上での特定健康診査情報の閲覧について

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう申込みをした方は、令和2年度以降の特定健康診査(※)情報をマイナポータルで閲覧できるようになります。

閲覧できる特定健康診査情報は、事業主等から共済組合に提供されたものになります。

令和2年度の特定健康診査情報は令和3年11月1日までにデータを登録する予定です。以降、健診受診年度の翌年度11月1日までにデータを登録する予定です。

データ登録後にマイナポータルで健診結果が閲覧できるようになります。

(※) 生活習慣病予防・改善のため40~74歳の被保険者を対象に実施する健診。

#### 利用申込受付中!

# マイナンバーカードが

健康保険証として 

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局についでは、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

デジタル庁

総 務 省

(\*) 厚生労働省





医療機関や薬局の受付で イナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに 置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

### 利用には申込が必要です

申込はカンタン!

●スマートフォンからマイナポータルで申込

★ まずは必要なものをチェック! ●申込者本人のマイナンバーカード

+あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)

②マイナンバーカード読取対応のスマホ (又は PC+IC カードリーダー)

❸アプリ「マイナポータル」のインストール





STEP1

●「マイナポータル」を 起動する。

STEP2

●「健康保険証利用申込」を タップする(押す)。



●利用規約等を確認して、同意する。





マイナンバーカードを読み取る。 数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードを スマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを 押します。

申込完了!!

医療機関・薬局の 顔認証付きカードリーダ でも申込できるよ

Dセブン銀行ATMでも申込できる!







をタップ(押す)!

マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん



## どんないいことがあるの?

本人が同意をすれば、 初めての医療機関等でも、 特定健診情報や今までに使った 薬剤情報が医師等と共有できる!



マイナポータルで 自身の特定健診情報や 薬剤情報・医療費通知情報が 閲覧できる!



マイナポータルを通じた 医療費通知情報の自動入力で、 確定申告の医療費控除が よりカンタンに!



限度額適用認定証がなくても 高額療養費制度における 限度額を超える支払が免除される!



就職・転職・引越をしても 健康保険証としてずっと使える! 医療保険者が変わる場合は、 加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、IC チップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー(12 桁の数字)を取り扱う ことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。 ※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

#### 今後のスケジュールは?

#### 現在

- ●医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に ※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。
- ▶マイナポータルで、特定健診情報、薬剤情報の閲覧が可能に
  - ※特定健診情報は2020年度以降に実施したものから5年分(直近5回分)の情 報が閲覧できるようになります。
  - ※薬剤情報は2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるように なります。

マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に



ステッカー

TARRESHASHASI ポスター

厚牛労働省

#### 21年分所得税の確定申告 (予定) から

●確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を 自動入力することが可能に

※2021年9月分以降の医療費通知情報が自動入力できるようになります。

申込方法は 特設ページでも 確認できます!



健康保険証利用申込のお問い合わせ

120-95-0 マイナンバー総合

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

日:9時30分~20時00分 土日祝: 9時30分~17時30分

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\_top.html